内閣総理大臣 菅 直人 様 厚生労働大臣 細川 律夫 様 厚生労働副大臣 小宮山洋子 様

2010年9月30日

タバコ規制 4 法案制定の請願、および 受動喫煙防止法制定の請願 (再度)

NPO 法人 日本禁煙学会 理事長 作田 学 〒162-0063 東京都新宿区市谷薬王寺町 30-5-201 http://www.nosmoke55.jp/

当学会は、弁護士・医師を中心に法案作成プロジェクトチームを立ち上げ、日本のタバコ規制及びタバコ対策のあるべき方向性を検討し、掲題の法案を作成いたしました。

去る3月11日に細川律夫厚生労働副大臣(当時)に、また去る6月11日に大串博志 財務大臣政務官(当時)に、面会させて頂き、これらの法案を提出いたしました。

再度改めて、これらの法案を法律として制定して頂くようここに請願いたします。

我々は、本内閣において、タバコ規制の枠組みの構造改革をして頂くことを大いに期待 しております。

是非とも宜しくお願い申し上げます。

一時も早く、たばこ規制枠組条約に基づくタバコ規制及びタバコ対策のための法整備と 受動喫煙の防止の法制化をお願い申し上げます。

受動喫煙に苦しんでいるノンスモーカー、喫煙を辞めることができず苦しんでいるスモーカー、重大な疾病に罹患し喫煙したことを悔いる元スモーカーなど、この法案は多くの人々を救います。

政府がタバコの製造販売に加担し、市民の健康を損なってきた時代は、もう終わりにすべきです。

これらの法案が、今後のタバコ規制・タバコ対策および受動喫煙対策の前進に資すれば幸いです。なお、当学会のホームページ http://www.nosmoke55.jp/からも法案のダウンロードが可能です。

特に、早急に実施すべきものとして、

- ・「たばこ事業法」第1条の改正、
- 受動喫煙防止法

について、一刻も早く立法すべきことを、再度強調させて頂きます。

提出資料

・2010年6月11日付「タバコ規制4法案制定の請願、および 受動喫煙防止法制 定の請願」(再提出)

http://www.nosmoke55.jp/action/1006ban.html

- 2010年3月26日「受動喫煙防止法制定の請願と法案の提出」(再提出)
 http://www.nosmoke55.jp/action/1003judoukituenbousihou.html
- ・本日付「労働安全衛生法改正案の請願」

参考資料

・国立がん研究センター 2010年9月28日付

『受動喫煙による死亡数の推計

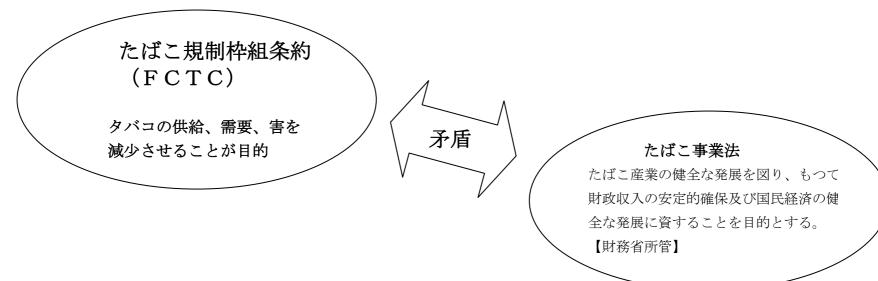
~年間約6.800人が受動喫煙起因の肺がんと虚血性心疾患で死亡~

受動喫煙防止のために、職場および公共の場所での「全面禁煙」法制化が必要』ほか

以上

「法体系の図」 2010年6月10日 日本禁煙学会 法案作成プロジェクトチーム作成

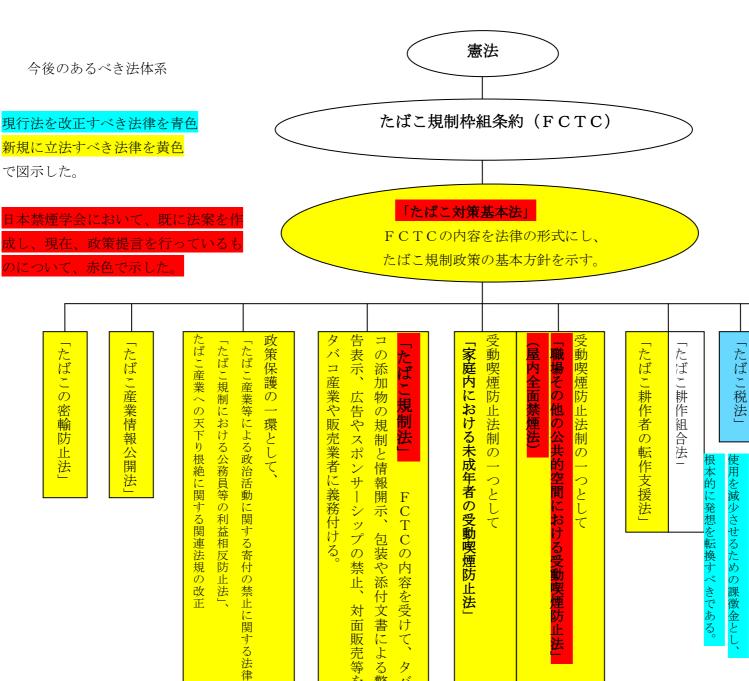
現在の法体系



法体系としては、条約の方が、法律よりも上位であるにもかかわらず、 条約の内容を具体的に実行する省庁が法定されていないため、 条約が実行されず、たばこ事業法と矛盾した状況が続いている。

たばこ事業法には、健康被害を減少させるという目的がないため、条約に反する状態が続いている。

条約を具体化する法律を制定し、厚生労働省に規制権限を付与することが不可欠である。



止や価格拘束など必要な規制は維持する。 内容と矛盾の無い よう改正する。

「たば JT以外の こ事業法」 を タ バ F コ製造禁 C T C

 \mathcal{O}

 \mathcal{O}

「家庭内における未成年者の受動喫煙防止法」

F C T Cの内容を受け て、

報開示、

広告やスポンサーシップの禁止、 包装や添付文書による警 対面販売等を

「たばこ規制における公務員等の利益相反防止法」、

たばこ産業への天下り根絶に関する関連法規の改正

JTを直接か つ強力に規制 ・監督するよう期待するが、 今後要検討

厚労省が

日本たばこ産業株式会社法」 厚生労働大臣のJT株式の過半数保有により、 法改正し、 JTの監督権限を